

国際私法学会公募制実施要領

国際私法学会における会員の報告機会の均等を確保し、選定過程の透明化を図るため、また、会員の自主性を尊重する趣旨で、2018 年度に引き続き試行的に、研究大会における個別報告の一部を公募により募集することとする。

1. 対象となる研究大会

- 2019年6月15日（土）・16日（日）愛知県産業労働センターウイंकあいちにおいて開催される第132回(2019年度)研究大会

2. 募集する報告

- テーマ
国際私法に関するものである限り、自由とする。
- 報告の形式
従前の国際私法学会個別報告と同様の形式による。
- 募集する報告の数
個別報告のうち、若干数を募集する。

3. 応募資格

- 応募の時点および報告の時点において、国際私法学会の会員であることを要する。

4. 応募手続

- 応募者は、「応募フォーム」に必要事項を記載し、締切日までに研究企画委員長宛てに電子メールで提出するものとする。
- 「応募フォーム」には、以下の事項を記載するものとする。
 - 氏名、所属・地位、連絡先（住所・メールアドレス）
 - 研究を中心とした略歴（学部以後の学歴および職歴）
 - 国際私法学会における報告歴および応募するテーマに関係する他学会における報告歴
 - 応募するテーマに関係する主要業績（5点以内）
 - 研究報告のテーマ
 - 研究報告の概要（1000～1500字程度）
- 締切
2018年10月19日（金）必着
- 提出先

神前禎研究企画委員長 (Tadashi.Kanzaki@gakushuin.ac.jp)

5. 審査方法

- 研究企画委員会において審査を行い、報告者を決定する。
 - 研究企画委員長は、匿名の審査委員2名を選任し、当該審査委員の評価に基づき報告者原案を作成する。
 - 審査委員は、応募書類に基づき、研究テーマの新規性、重要性、研究年数や過去の実績に照らした現実性などを勘案して、総合的に評価を行うものとする。
 - 報告者の決定に際して、適宜、応募者に対する意見（以下「付帯意見」）を付すことができるものとする。
- 報告者の決定について、研究企画委員会が必要と判断した場合には、理事会の意見を聞くことができる。
- なお、研究企画委員会委員が応募をした場合は、当該委員は、当該年度の審査には関与しないものとする。

6. 結果発表

- 応募者には、11月19日（月）までに、「採択」「不採択」により、個別に電子メールで結果を通知する。
- 付帯意見がある場合は、結果の連絡の際にあわせて個別に連絡する。

7. 注意事項

- 過去に国際私法学会からの依頼に基づき報告をしたことがある者も、応募することができ、過去に報告したことがあるという事実のみによって審査手続において不利に扱われることはない。また、公募によって報告を行っても、将来の依頼報告の機会に影響はない。但し、公募に応じて個別報告として採択された者は、その後3年間は応募できない。
- 個別報告としての採択は、学会誌『国際私法年報』への論文の掲載を確約するものではない。『国際私法年報』への執筆を依頼するかどうかは、報告の内容により、国際私法年報編集委員会において決定する。『国際私法年報』への寄稿については、関連する諸規程<http://www.pilaj.jp/ind03_j.html#ybook>を参照されたい。
- なお、本年度の個別報告の公募は試行である。今後、継続して公募を行うか否かは、本年度の実施状況を評価した上で改めて決定する。